

◎開会

○統括指導主事 それでは始めさせていただきます。

本日はお暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。次第の下部をご覧ください。

本日は、次第、本委員会の名簿、資料1から資料7までとなっております。過不足はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

後ほどまたご説明いたしますが、本委員会でお伝えする内容や審議の際に知り得た秘密等については守秘義務がございますので、その点、どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員会は議事録を取らせていただいております。議事録につきましては、皆様のお名前を伏せた状態で後日、武蔵野市のホームページにて公開する予定でございます。ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより令和8年度第1回武蔵野市いじめ問題対策委員会を開会いたします。

◎委嘱状交付

○統括指導主事 初めに、委嘱状の交付でございますが、今年度から2名の方が新しく委員となっております。時間の都合上、机上に置かせていただいておりますので、それにて交付に代えさせていただきます。ご自分のお名前等、ご確認をお願いいたします。委員の任期は2年間となります。

◎教育委員会あいさつ

○統括指導主事 次第の3、教育委員会挨拶です。吉原健教育長、よろしくお願いいたします。

○吉原教育長 皆様、おはようございます。武蔵野市教育委員会教育長の吉原です。日頃より大変お世話になっております。

まず、委員の皆様には今日お忙しい中、いじめ問題対策委員会にご出席いただき、ありがとうございます。それから、委員をお引き受けいただきまして誠にありがと

うございます。

ちょうど今、学校も夏休みに入って10日あまりたったところですが、今年の前半は結構子どもとか学校の安全管理に関わる事件とか事故が多くありました。武蔵野市だけではなくて全国的にも子どもの安全、命の安全をどう守るかとか、あと、健康をどう守るかということについて教育委員会としても喫緊の課題で、武蔵野市も様々な対応を迫られているところです。

いじめに関しては安全管理というよりは人権侵害そのものですので、最重要課題というふうに捉えておりますけれども、委員の皆様のおかげで武蔵野市もいじめ防止基本方針を昨年度改定することができまして、その趣旨も従来のものとは大きく趣旨や考え方を変えたものをつくることができました。

今年の大きな課題として私が今思っているのは2点ありまして、改定したいじめ防止基本方針を今度は学校運営や教育活動を変えていく上でどう具現化していくかということがすごく大事だというふうに思っています。つまりつくって終わりではなくて、改定した方針の背景にある考え方とか趣旨を実際子どもたちの教育に当たる学校や先生方がどうやってそれを具現化していくか、子どもたちに届けるかということがとても大事だと思っておりますので、そういう意味では、今年はすごく具現化に踏み出していく重要な1年だというふうに思っております。

それから、2つ目は、いじめ防止基本方針というのは決して学校や子どもたちだけのものではなくて、やっぱり保護者や地域や関係機関の方にもしっかり理解していただく必要があると思っておりますので、理解啓発の部分ですね。つくったものについて保護者や地域の方たち、それから、関係機関の方たちに武蔵野市がどういうふうに考え方を変えていくのか、そのあたりのことをしっかり理解していただいて、皆さんとそれを共有して地域や関係機関ともいじめ防止基本方針をしっかり前に進めることも今年の大きなテーマだというふうに思っておりますので、今申し上げた2点、具体的に具現化するための取組を進めること、それから、あとは周知ですね。地域や関係機関の方たちと改定した方針のことについて、しっかり周知して一体的に進めていくということがすごく教育委員会にとっても重要なことだというふうに持っておりますので、それを踏まえて進めていきたいと思います。

今日はこの後、様々委員の皆様からそれぞれのお立場でいじめ問題に対してのご意見やご提案を賜ればというふうに思っております。お忙しい中ですが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

◎議事

○**統括指導主事** 早速これより議事に入ります。

委員長及び職務代理の選出です。武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則第3条に基づき、委員長を委員の互選で決めたいと思います。

どなたかご推薦をいただけますでしょうか。

○**委員A** 僭越ではございますが、昨年度に引き続き相原先生にお願いできたらなと思います。先生、よろしくお願いいたします。

○**統括指導主事** ただいまご推薦がありました相原委員に委員長をお願いするということではよろしいでしょうか。

よろしければ拍手をお願いいたします。（拍手）

○**委員長** それでは、まず1年間よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○**統括指導主事** それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

次に、規則の第3条の2で委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理するとあります。委員長からどなたかご推薦いただけますでしょうか。

○**委員長** 昨年度もお願いしたところですが、人権擁護といじめ防止は関わる部分も多いので、昨年度に引き続き太田委員に副委員長をお願いできたらと思っています。いかがでしょうか。

○**統括指導主事** ただいま委員長から太田委員のご推薦がありましたが、職務代理をお引き受けいただけますでしょうか。

○**職務代理** はい。承知いたしました。

◎報告事項

○**統括指導主事** 7の報告事項に移りますが、ここからの進行は委員長にお願いいたします。

○**委員長** それでは、改めまして皆さん、よろしくお願いいたします。

これから私のほうで進行させていただきながら会を進めていこうと思います。

まず、報告事項1ということで委員会の位置づけ及び運営等について事務局よりご説明のほどよろしくお願いいたします。

○**統括指導主事** 私から本委員会の位置づけと運営等についてご説明いたします。

お配りしました資料 1 をご覧ください。

武蔵野市では、令和 5 年 4 月 1 日より武蔵野市子どもの権利条例を施行いたしました。

中段をご覧ください。

本市では、子どもの権利条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指して、この条例を定めました。

3 ページをご覧ください。

本条例の中で市として特に大切にされる権利として、8 つの権利の保障を示しています。安心して生きる権利、自分らしく育つ権利など様々ございますが、いじめはこれらの権利を侵害する行為となります。そのため、市として本条例にていじめの防止を明確に位置づけております。

7 ページをご覧ください。

第23条にて、いじめは子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりませんと示し、学校をはじめとした市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、互いに連携していじめの防止等に取り組みますと規定しております。

8 ページをご覧ください。

第25条にあります、本委員会はそうしたいじめ防止のための対策を実効的に推進するための教育委員会の附属機関です。

第25条の 2、3 にありますが、本委員会はいじめの防止等の対策について、教育委員会に意見を述べることができます。

もう一つ皆様をお願いする内容がございます。第25条の 4 をご覧ください。

「対策委員会は、武蔵野市立の小学校と中学校において、法第28条第 1 項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項の規定する調査を行い、その調査結果を教育委員会に報告します」とあります。この法といたしますのは、いじめ防止対策推進法のことで、第28条でいじめの重大事態に関する規定が示されております。いじめの重大事態が市立小・中学校で発生した場合に、本委員会はその実態を調査する委員会となります。この調査はいじめに関係した者の個人情報を取り扱うこととなります。そのため、第25条の 8 「対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします」と規定しております。

では、資料 4、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策をご覧ください。

いじめの重大事態というのが具体的にどういうものかと申しますと、17ページをお開きください。

いじめの重大事態の一つに生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合があります。具体的には、児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合といったことが挙げられます。もう一つが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合です。これは不登校の定義を踏まえ、年間30日が目安とされておりますが、一定期間連続して欠席しているような場合も学校の設置者または学校の判断で重大事態と認識します。こうした重大事態が生じた場合に本委員会内に調査部会を立ち上げまして、実態の調査に当たっていただきます。

では、資料2をご覧ください。

調査部会がどのようにいじめの重大事態の調査を行うかについてです。第6条の2から5をご覧ください。

2、調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。

3、調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。

4、部会長は、調査部会の事務を掌握し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。

5、調査部会は、必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめに関係のある者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聞き、または説明を求めることができるものとあります。つまり調査をするいじめと関係のない委員3人以上によって調査部会を設け、いじめの関係がある者、例えばいじめの被害者やその家族、加害者や関係教員などから事情を聴取し、その結果を対策委員会——この委員会になりますが——に報告するのが調査部会というふうになります。

このように説明しますと、自分にできるのかと不安に感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、資料3をご覧ください。

資料3、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインになります。こちらは文部科学省が平成29年3月作成、令和6年8月に改定された重大事態の調査に関するガイドラインです。こちらに被害児童・生徒や保護者等に対する調査方針の説明や調査に当たっての具体的な留意点が示されております。今後、万が一重大事態が発生し調査部会を設けるとなった場合には、こちらのガイドラインを参考に調査を進行していきます。このガイドラインはかなりの分量になりますので、ここではご説

明いたしません、ぜひお時間のあるときにお目通しいただければ幸いです。

学校では、重大事態にならないように未然に防ぐですとか、軽微なうちから対応する、ということに力を尽くしております。ですので、なるべく重大事態にならないよう努力をしているということを申し伝えさせていただきます。

管理運営上の説明については以上とさせていただきます。

○委員長 次に、報告事項２ということで武蔵野市のいじめに関する取組状況について事務局よりご説明していただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○加藤指導主事 では、武蔵野市のいじめに関する現状と取組について、私、指導主事の加藤から説明させていただきます。

画面をご覧ください。少し見にくい方はずれていただいても構いません。

武蔵野市のいじめに関する現状と取組についてです。

こちらのグラフは令和３年度から令和７年度の武蔵野市でのいじめの認知件数の推移を表しています。下の色がちょっと違うようになってしまっていますが、上の青いグラフが小学校の認知件数、下のオレンジ色のグラフが中学校の認知件数です。総じてどちらも減少傾向というふうに言うことができると思います。ただ、認知件数が下がっていることが良いというふうに捉えているわけではなく、積極的に認知をして早期対応、早期解決を図っていくという意味で取り組んでおります。逆に言うと、中学校の認知件数が少ないことに対しては、現状もしかすると隠れたトラブルがあるのではないか、中学校の生徒の発達段階を踏まえると、先生に言わないという状況があるのではないかというふうに課題意識を逆に持っているというところ です。

続いて、もう少し詳しく学年別のいじめの認知件数です。上の段が小学校、下の段が中学校となっています。小学校のほうを見ていただけると、学年が低くければ低いほど件数が多い傾向にあるかと思います。これは小学校の特に低学年の発達段階は何でも先生に話す、聞いたらいろいろと答えてくれるという発達段階もありますので、軽微なものがたくさんある。このため件数としては多くなっている。一方で、学年が上がるとだんだん減っていきます。中学校になると、ご覧のとおり極端に減っていきます。これも小学校高学年から中学生にかけての発達段階の差かなというふうに考えております。

ですから、先ほど申し上げたとおり件数が少ないから良しということではなく、件数が少ないということは見えていない部分もあるかもしれないという視点に立つ

て、積極的にいじめを認知して早期対応、早期解決していくというスタンスで各学校は取り組んでおります。

続いて、こちらは全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙の経年変化を示したグラフです。「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という問いに対して、どれぐらいの児童・生徒が肯定的な回答をしたかが示されています。左が小学校、右が中学校です。武蔵野市は青い線で表示されたパーセンテージになっています。オレンジ色が東京都の平均、黒が全国平均です。令和3年度から令和6年度までは、都・国の平均を武蔵野市が下回る状況だったんですが、直近の令和7年度では同じぐらいまたはそれを上回るという状況になっています。

この要因については様々なものが複合的に絡んでいるというふうに考えておりますので、何か1つこれをしたから、この取組があったから上がったということではないと考えておりますが、1つの指標として、ほとんどの児童・生徒がどんな理由があってもいじめはいけないと捉えているというふうに考えられると思います。

次に、先ほども話題にありましたが、改定された武蔵野市いじめ防止基本方針についてです。

武蔵野市いじめ防止基本方針は令和8年3月に改定されました。画面にお示ししているとおり4つの大きな方針が示されています。いじめが起こってからの対応は当然のことながら、いじめが起こらないような環境をつくっていく、さらにそれを教職員だけでなく児童・生徒自らの力でつくっていくということを大切にしています。これが方針1と方針2に表れています。

そして、この基本方針を受けて、いじめ防止対策をより一層推進し、実効性の高いものにする観点から、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策というものも同時に改定されました。こちらはお手元の資料4番になります。ページ数が多いので、ここでご説明を全てすることは難しいですが、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

では、その武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策の一部をご紹介します。冒頭にいじめ防止等に関して、前提となる確認事項として3つ示しております。

1、いじめは全ての児童・生徒に関係する問題である。これはいじめられた子、いじめた子だけではないと。そういったいじめが発生する風土をつくっているのは全員ですから、全てに関係するということです。

2、いじめは心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、全教育活動を通じて未然防止に取り組む。

3、全ての関係者が連携し、問題の克服を目指す。いじめをゼロにするということではなく、問題の克服を目指すというような表記になっています。

さらに、この確認事項を示された後、具体的方針の中には、いじめ重大事態が生じた場合の対処だとか様々なことが詳しく示されています。改定に当たっては、アンケート調査によっていじめに関する児童・生徒の思いや願いを把握して、それを踏まえた議論が行われて改定に至っております。

続いて、ここからはいじめの未然防止や早期発見・対応に向けた教育委員会指導課の取組について5点説明させていただきます。

まず1点目、市のいじめ防止基本方針のポスターです。こちらに実物のものがあります。このポスターを各学校に学級、それから、特別教室の枚数分配布しまして、取組を行ってもらっています。資料5番としてお手元にもコピーをお配りしております。

いじめを他人ごととせず、常に子どもたちが意識できるよう、このポスターを作成して、中段に行動目標を記載できるようにしております。画面で示されているポスターは、市内の小学校に掲示されていたものです。このポスターを教室や廊下等に掲示して、常に子どもたちの目に触れるところで掲示されて、定期的に振り返りを行ったり、それから、このポスターの記載の内容を基に学級活動等で話し合いを行うことによって、いじめを自分たちの問題として捉え、児童・生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成につなげています。

続いて2つ目、ふれあい月間の取組です。ふれあい月間は、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動、それから、不登校等の早期発見、早期対応、未然防止などにつながる取組を実施する目的として行っています。武蔵野市としては、6月、11月、2月の年3回実施しております。ふれあい月間に合わせてアンケートを実施しまして、それを5年間保管しているというふうな運用をしております。

アンケートの回答の中では気になる記載があった場合には、児童・生徒に対して担任等が面談を行い、詳細を聞き取り、必要に応じて複数で管理職も交えて、その認知、聞き取りを行って、解決に向けて対応しております。先ほどいじめの認知件数のスライドがありましたが、認知の件数の多くはこのアンケートから認知されたものというふうに捉えております。

加えて、令和6年度より中学生には不登校対策に関する項目を新設しました。中学生の不登校の増加傾向を受けて、こちらについても改定を行っております。

もう少し具体的にアンケートをどのような形で行われているかということなんで

すが、問1、一番最初の項目で、嫌な思いをしたり困ったりしていますかという質問があります。それに回答した場合には、さらに詳しくどういうことですかとか、誰からですか、どんな人に相談したいですかというふうな形でアンケートが進んでいくというものです。実際には紙だけではなく、子どもたちの学習用のコンピューターを使ってこういったアンケートフォームでアンケートを取られている学校もあります。このような形でグーグルフォームを使ってアンケートを実施しています。

さらに、そのアンケートも踏まえて、ふれあい月間の取組としてこういったふれあい月間学校シートというものを提供しています。これは先生方が自分たちの日々のいじめ等に関する取組について自己評価を行って、それを学校で集計してレーダーチャートにまとめ、そこから課題を発見し、各校の対応につなげていくというものです。

続いて3番、いじめ防止重点月間の取組として、こちらは保護者向けのリーフレットです。本市では9月をいじめ防止重点月間と位置づけて、学校に対しては担任を中心にスクールカウンセラーによる相談を活用するなど、組織的ないじめ問題に対する相談体制の強化をお願いしています。また、保護者に向けては画面でお示ししているいじめ防止のリーフレットを配布して、いじめの早期発見やいじめ防止の啓発を実施しています。

映しているものは昨年度の保護者向けのリーフレットです。昨年度はインターネットを介したいじめに焦点を当てて、インターネット等を利用する際の家庭ルールのお話を保護者に促すような内容といたしました。今年度はいじめ防止基本方針が改定されましたので、その内容を保護者に周知する内容のリーフレットにしたいというふうに考えております。

続いて、いじめ防止に関する授業の実施です。各校では道徳や特別活動の時間において、いじめ防止に関する授業を実施しています。こちらの画面に示しているものは中学2年生の道徳の教材です。本授業では、いじりとはどんな行為なのか、いじりといじめはどう違うのかということについて生徒に考えさせて、いじめについて考えを深めるというような授業が行われました。このような授業は武蔵野市いじめ防止基本方針の方針1や方針2にも通じるものと考えています。いじめが起こりにくい風土をつくる、そういった学級をつくるというところにこういったものが少しずつつながっていくのかなと考えております。

最後に5つ目です。学校と警察との連携についてです。資料の7番をご覧ください。

学校だけでは対応が難しいいじめや暴力行為等もございます。その際に警察等と連携の上、対応をしております。教育委員会としては、学校に対して日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しているかだとか、連絡窓口となる担当職員の顔や名前、連絡先等が分かっているかといった確認事項が示されているものを示して、対応をお願いしているところです。

さらに、本市では武蔵野警察署の生活安全課の担当の方に生活指導主任会に参加いただいて連携を図っております。

さらに、資料にはございませんが、令和5年2月には文部科学省から「いじめ問題の的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」という通知が出されて、そこにはどういった場合に警察に通報すべきかの事例が示されております。学校ではいじめが発生した場合に警察に連絡するかどうかということについて、これらの通知等を基に判断し、必要に応じて警察に通報し、連携を図り対応しているというところでございます。

以上で私から武蔵野市のいじめ防止に向けた市立小・中学校の取組について説明させていただきました。以上でございます。

○委員長 加藤指導主事、ありがとうございました。

ただいま事務局より武蔵野市のいじめに関する現状と未然防止等に向けた取組についてご説明をいただきました。

◎協議「武蔵野市のいじめに関する現状と取組について」

○委員長 これより協議に30分ほど入っていきます。このスライドにあります、現状と取組ということですので、まず前半は武蔵野市に関する現状について皆さんからご質問やご意見等を頂戴します。次に、それを踏まえて事務局のほうから教育委員会としての取組のほうも説明していただいたので、その取組について年度当初でもありますので、皆さんからご意見をいただきます。このように大きく2つに分けてこの後進行していこうというふうに思っております。

加藤指導主事、申し訳ございませんが、いじめの現状ということで出してくださったスライド、これは認知件数の推移、それから、令和7年度学年別のいじめの認知件数、さらには「いじめはどんな理由があってもいけないと思いますか」ということに対する子どもたちの意識調査の結果、まずこの3つのスライドを基にして、これが武蔵野市のいじめの現状の1つの資料として捉えて、この点から皆さん方からご感想やご意見など、もしくは質問も含めて伺って行って、現状認識について私

たち委員として共有していきたいと思っております。

どなたか最初に口火を切っていただく方、何かありましたらどうでしょうか。

○職務代理 質問してもいいですか。

○委員長 では、先に質問からということで、職務代理からよろしくお願いします。

○職務代理 先ほどいじめの認知件数がほぼアンケートの結果を反映しているというのをお聞きして、初めてそれを知ったんですけれども、小学校の高学年とか中学生になるといじめの件数が減っているということですが、その中でアンケートに不安があるというようなことを書かれたお子さんの例としては、厳しい状況の場合が多いんですか。

○杉谷指導課長 学校のものによると思うんですよね。ものによることはあって、たまに厳しい状況のときももちろんなくはないです。ただ、小学校の状況で考えると、ふれあい月間のアンケートで気づくというような厳しい状況はほとんどなくて、先生たちが見ていますので、その中で察知しているということのほうで厳しい状況になるとときには、早期に対応していることのほうが多いかなというふうな感じはしております。

○職務代理 中学生になると、なかなか外から分かりにくいかなと思うんですが、そんなに深刻な例はアンケートで出てこないですか。

○杉谷指導課長 今までの経験、今ちょっと経験値で言わせていただいていますけれども、アンケートですごく深刻だなというふうに感じたところはあまりないという感じが私の経験値の中ではありますね。

○職務代理 分かりました。

○委員長 例えば委員A、今のようなところはでしょうか。アンケートの中ではなかなかそういうようなものを子どもたちは発出しにくいとか、していない状況があるのかなという課長のお話でしたけれども。

○委員A 課長の話に私も同感で、アンケートに上がってくるものは割と軽微なものが多いんです。誰々ちゃんに悪口を言われたとか、誰々ちゃんにちょっとぶたれたとか、その程度のことで、深刻になりそうだなというものについてはアンケートに書かれる前に、周りでもう気がついている。もう対処がスタートしているというケースのほうが多いんじゃないかなというふうに思います。

○委員長 どうですか、職務代理。

○職務代理 ふだんから先生方が見ていらっしゃるということでしょうかね。

○委員A アンケートで深刻な例が上がってくるというのはまれですね。

○杉谷指導課長 あとは、保護者からその時点という相談はなくはないですね。もう連絡帳に書いていたりとか、「ちょっと先生、お話があります」といって、保護者からもう来ていて、そこでもう深刻になっているんだなというところで、早期対応しなくちゃいけないと、もうすぐというのはなくはないですね。

○委員長 いかがですか。

○職務代理 状況は分かりました。

○委員長 それでは、質問も含め、いわゆるいじめの認知件数の推移は経年で見ていくとだんだん下がっていったというところの状況の報告もありましたけれども、例えば委員Bからはどうでしょうか。臨床心理士の立場からこの子どもたちのいじめの認知件数も含めての状況については。

○委員B 先ほどから加藤先生の説明もあったように、やはり中学生の数が14件というところで、恐らく表に出ているところの数としてというのだとは思いますが、やはりなかなか大人の目にはつきにくいところで今SNSもこの年はみんなスマホを持っていたりしますので、そこでのやり取りの中でちょっと仲間外れにされてしまったりとか、厳しい言葉をメッセージで送られたりですとか、そういうことも結構出てきているのかなというところは、やはりだんだん社会的にそういうものが一般的になってくる中で起きているかなというのがありますね。

なので、先生方もすごくそのあたりはとても難しさがあったりとか、どういうふうに捉えていくのかというのは日々いろいろ工夫されたりですとか、お声がけされたりですとか様々やっていたらっしゃるのかなというふうに思います。私がよく聞くのは、週末明けたら急に何か子どもたちの関係性が変わっていたとかというのを先生方が感じ取って、その中で何が起きたのかというところをヒアリングされてというと、SNSで何かやり取りがあったとかというところが分かったとかということもありますけれども、そういったことも本当に1日単位で関係性がころっと変わってしまうとかというところの話を伺うこともありますので、そのあたりの難しさはすごくあるだろうなというふうに思っています。

すみません、ちょっとお話が外れてしまったかもしれないですが、そんなことを見ながら感想として思いました。

○委員長 社会教育支援センターのほうにもSNS等についての相談というか、いじめに近いようなことというのは、どんなような状況があるのか少し触れていただけたらありがたいかなと思うんですけれども。

○委員B ものすごく数が多いわけではないんですけれども、やはりやり取りする

中で、グループの中で少し自分の発言に対して非難されたりですとか、そういったことで仲間外れに急にされたりとかということの時々やはりお話は聞くことがありますね。それに対して親御さんもすごく難しさがあって、お子さんがその内容をやはり親に見せなかったりとか、ある程度の期間言わずにいたりとかというので、大分たってから知るとかということもあって、そのときにどういうふうに対応するかというところをすごくご心配だったり、対応に悩まれたりとかというところのご相談も中にはあるかなという印象ですね。

○委員長 SNSについては、私たちが、その扱いについての啓発を含めて、本当にアンテナを張って子供たちのトラブルになるような案件をキャッチしていかなければいけないと思います。また、お互いに言いやすい環境というか、やっぱりそれを家庭の中でも学校の中でもどうつくっていくかということが大事になってくるかなというふうに今お話を聞いていて思います。

では、委員C、どうですか。武蔵野市のいじめの認知件数ということで数字が出てきているところですけども。

○委員C 確かにちょっとずれちゃうかもしれないんですけども、学校訪問なんかに行って、こういう状況ですよ具体的に民生委員と先生方が話してくださるんですけども、学校の先生が今何か相談があっても、僕たちのところには来ないでA Iに相談しちゃうんだよねと。そうすると、そういういじめなんかも小学生がA Iを使えるのかどうかちょっと私は分からないんですけども、中学生ぐらいになると、何かあったらA Iに相談して、そういうのは怖いなとか、私自身がちょっとそういうのは駄目なのでよく分からないんですけども、そういうこともあるし、昔からいじめはあったけれども、やっぱり昔じゃないんですよ、今は。

だから、そこは私自身も言葉一つ、子どもがいじめというのは、言われて嫌だと思ったらもうそれがいじめなんだというあれだから、本当に今の保護者というか、難しいと思うし、私なんかも正直言ってよく分からない、難しい。A Iに相談するなんていうこと自体が想像できないんですけども、学校側もすごくそれはあまり相談というと、今はもうA Iに相談してしまう子が多いと言われたときにはすごくショックでした。何かあまり意見にもなっていないんですけども。

○委員長 要は子どもたちが自分のいじめを受けたとき、あるいはいじめと感じたときに、誰に相談するのか、それから、しやすい状況をどうつくっていくのか、それがA Iよりももちろん自分の親であったり学校の先生であってほしいということがやっぱり前提としてあるかと、そういうお話だったと思うんです。このこ

とについて、委員D、どうですか。この相談しやすい家庭での状況をつくっていくためにとか、そういう視点から少しご意見があれば。

○委員D 相談しやすい状況、まずこのグラフに関して、先日7月10日にもいじめ防止関係者連絡会で加藤先生から話していただいたんですけれども、これ結構すごいなと私は思ったことがありますして、武蔵野市の児童数はこの期間、増えていますよね。令和3年から令和7年に対しては全国的には減っているはずなのに、児童数が増えているんですよ。増えているのにこの問題については減っているというのがすごいなというふうに思ったんですね。それは本当に武蔵野市でこの活動というのがここだけではなくて、武蔵野市全体の活動が僕は有効的であるというところが見えてきているなと思いました。

そこのAIに相談とかそういうお話もありました。もちろん私もAIを使いますし、今も使いながら話しています。子どもにもこの間、ちょっと余談ですけれども、LINEがありますね。LINE問題は毎年あると思うんですけれども、チェーンメールとご存じですかね。何人にこれを回したらコインがもらえますよみたいなものがはやっているときに、うちの小学校5年生の娘がやっていたのはAIにフィルタリングしていました。いわゆるAIにこんなのが来たけれども、どうですかといったら詐欺ですみたいな。これは直ちに回さないでください。でも、最後に書いてあったのは、「でも、大切な人に回してねと書いてあって、あなたが受け取ったということは、相手は大切に思っているから感謝だね」とAIは言ったんですよ。これも別に悪いことではないから、AIが一概にいい悪いではなくて、全てAIに任すというのは、ちょっと人道的に僕は今完全でないと思っておりますというのが個人的な感想です。

片や子どもたちは相談しやすいです、AIというのは。相談しやすいですね。まず、情報が漏れることはないですよ。お父さんに話してお母さんに漏れることはありますよね。逆もしかりですね。先生に話しても親に言っちゃうかもしれないし、友達に言っちゃうかもしれないけれども、AIは漏らさないの、そういう安心感だとは思います。いわゆるどこに子どもが相談しても、結局誰か親にたどり着くんじゃないか。特に中学生の子どもたちの意見では、そういうのはやっぱり出てきます。結局回って親に届くんじゃないか。そうですね、実際。

なので、相談しやすいからというのもありますけれども、なので、いい悪いに関してはちょっと言及できないんですが、相談先の間口が増えたというのはいいことなのかなというものなんです。ただ、毎回本当に杉谷さんには悪いんですけれど

も、僕は親の問題、いわゆるいじめになっていますの前の段階で親へのアンケートのところを今じっくり見ていたんですけれども、例えばこのアンケートをしたとしたら、要はいじめはいじめ、その前の段階、準いじめじゃないですけれども、その状況じゃないですか。例えば1日、2日学校に行きたくないと言われたことがある親だったり、あとは子どもとやり取りをしてなかなか言うことを聞かなかったり、くそばばあと言われたり、そんなことがありますかみたいなアンケートを出したとしたら、「あります」とか「悩んでいます」「どうしたらいいか分からないです」というような親はたくさんいるんじゃないかなと。それは先ほどもちょっと言いましたけれども、親は指導方法が分からない、接し方が分からない。これは子どもだからこんなものなのかというふうに、要は静観して、静観した結果、どういうふうに関わっていいか分からなくて、どんどん悪化する一方の先にいじめが僕はあると思っているんですよ。道徳的にもそうですし、人道的にもそうです。だから、この段階で何か市としてできることというのはないのかみたいなところもあります。

ちょっと意見になっているか分からないんですけれども、相談の間口を広げるという部分では、私はA I も一つの方法論であって、それが合う人も合わない人もいるし、信じてても信じなくてもいい、宗教みたいな場所だとは思っております。

以上です。

○委員長 委員D要するに保護者がどう子育てをやっているのか分からないときにどこに相談できるか」。また、相談できるところがあったとしても、それをどう周知して保護者が相談しやすくしていくか、そこの前の部分が大事だというご意見ですよ。

○委員D 親の教育といいますか、私は昭和58年生まれなんですけれども、昭和世代というのは先生対親子という形、または逆ですね。親と先生が協働して子を育てるという形なのか、これはどちらか分からないんですけれども、今は親も指導されていないんですよ。親が親を学ぶ学校はないんですよ。親は無免許運転をしているんですよ。近隣の人たちと話したら駄目みたいな風習になっているから、地域のおじちゃん、おばちゃんとか、しょうゆも借りにいけないんですよ。悪いんじゃないかみたいな。だから、怒ってもくれないし、怒られたら通報するんですよ。何か怒鳴られましたと通報しちゃうじゃないですか。

だから、大人でさえ教育される環境下にないので、じゃあそういう本当のいい子育てというのを先生方はたくさん学んでいて、教育委員会でもたくさん普及しているんですけれども、その情報をキャッチする場所がなかったりとかするので、その

環境がもっと触れやすい状態であればいいなというふうには思っているのですが、アンケートでさっき先生に相談したいですかとあったら、そういう情報を知れる場所があったら行きたいですかとやったら、行きたいという方が僕はいらっしゃると思うんですね。

○委員長 ありがとうございます。

そうすると、例えばですけども、ちょっとお立場でお聞きしていいかわからないんですが、委員Eはどうですか。教育支援センターにいらっしゃる立場として、保護者との関わりというか。

○委員E 保護者の関わりというか、私の場合はやはり第一はまず子どもというところで、いじめの加害をされる子もやっぱりお家の中で安心して育っていけないというようなところ、それはやっぱり親御さんにうまく相談ができないものだったりとか、親から逆に虐待を受けているとか、そういったいろいろなフラストレーションを学校の中で爆発させているというところは1つちょっとあるのかなと思った中で、この次のスライドですかね。「どんな理由があってもいけないことだと思いますか」というこの数字を私さっき見たとき、何で純粋な気持ちで100じゃないんだろうかというところが純粋にちょっと疑問して思いまして、そこのいけないことだと思わない子たちのそれが無回答とされているものなのか、実はその子の背景で、自分も実はやられてきている。だから、やり返してもいいんだというような、何かそういうような回答でも含まれているのかなと思ったときに、ここを100に目指していくためにはどうしていったらいいのかなというのが、そこが学校というところに何か本人が、その子もいじめられていて、だから、同じような思いをほかの子にしてもいいんだと思っているのか、自分もお父さんやお母さんにやられているからこうしてもいいのかと思っているのかとか、何かその辺を少し調査としても深掘りできると、もっとより何か具体的な方策が見えてくるのかなというふうに、すみません、ちょっと話がそれてしまったかもしれないんですけども、ちょっと私はそこが気になったところです。

○委員長 お時間の関係もあるので次にいきたいところです。ただ、今、委員Eがおっしゃったところはすごく大事なところで、この全国学力調査で児童・生徒の質問調査のときに、いわゆるそうだと肯定的に思わない子どもがどういうお子さんで、どういう家庭での背景があって、その辺のところもやっぱり子どもたちの様子を見ながら、その子のことも見ていくという必要性があるということです。肯定的に言っている子と言っていない子では、言っていない子たちの背景を見ていくという意

味でもやっぱりこの調査をうまく活用していく必要がある、そういうご示唆だというふうに私は捉えました。ありがとうございます。

それでは、今現状についてということで、この調査を基にして皆さんで協議してきましたが、次に、いじめ防止基本方針に基づきながら、昨年の3月に改定したところで、今回私が大切だと捉えているのは方針2のところですか。いじめを防ぐために児童・生徒が自ら行動する力、いわゆる自分で考えて自分で行動していく自己指導力、ここに割と力を入れて改定したかなというふうに私は捉えているところです。そういうことを踏まえて教育委員会としての取組を加藤指導主事、すみません、スライドをちょっと動かしてもらっていいですか、ここですね。この5つの市いじめ防止基本方針のポスター、ふれあい月間の取組、いじめ防止重点月間の取組、いじめ防止に関する授業の実施、学校と警察等の連携、教育委員会の指導課としてはこういうような取組でいじめの未然防止等の啓発、指導を図っている、今年度もやっていくということなので、この取組について後半はちょっとお話を皆さんからお伺いしたいなというふうに思っています。

加藤指導主事、ちょっとフラッシュでいいので、どんなスライドだったか皆さんに出してもらって。

ありがとうございます。こういう内容の取組をご紹介いただいたところですが、皆様方から何か質問もしくはご意見等、どの場面でも構いませんので、もしあれば先に出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、委員F、お願いいたします。

○委員F ありがとうございます。

今ご説明いただいたスライドの中で、先ほどのいろんな議論とも少し関係があるんですけども、保護者の方に対するリーフレットですか、そこのところは何が書かれているのかなとちょっと気になりました。例えば、この武蔵野市の方針でも書いていますけれども、これまでも私がこの委員会で申し上げており、「いじめ」というものの法的な定義はかなり広いと。社会通念上のいじめとは違うと言ったら変なんですけれども、いわゆる犯罪であるとか不法行為みたいなものに当たらないものであっても、いじめに当たるんだよというのが今回の法律の内容で、相手が苦痛を感じていれば「いじめ」に当たるということになります。ただ、それは小さい段階から芽を摘み上げていって、組織で対応して大きなものをなくしていきましようという趣旨なわけであり、保護者の方に対して先ほどからいじめ、いじめといろいろ出てくるんですが、「いじめ」とは何なのかというところのご説明がある

のかなとか、ちょっとそこが気になりました。恐らく保護者の方もそのあたりの「いじめ」に対する理解は実際のところ違うところがあるんじゃないかなと思います。

○委員長 その方のこれまで育ってきた環境や出合ったもので大きく違ってくるんですよ。

○委員F 違うかなと思っていまして、私の世代にとっても多分いじめという用語はすごく大きなものという用語です。いじめと聞いた段階で。ですけども、今の法律ではさまざまなレベルのものが「いじめ」に含まれていますし、だからといって法律の広い定義の「いじめ」を軽々に扱っていいというものでもないし、そのあたりの認識がちゃんと統一されているのかどうかみたいなところはすごく気になっているところです。そこをどのように保護者の方に今法律はこうなっているんですよ、そして、こういうふうに対応していこうと思っているんですよ、というご説明をされているかというところをかなり以前から私は気にしているところなんですね。そうでないと、いじめと聞いた瞬間にとっても強く反応される保護者はかなりやっばりいらして、うちの子どもがいじめをするはずないじゃないかとか、そういう反応をする方もいらっしゃるので、そうじゃなくて、法律上のいじめというのは本当に相手がちょっと傷ついたということもいじめとして捉えて対応していくんですよということをやっぱり説明してあげないと、保護者の方、加害者側とされた保護者の方も苦しいでしょうし、あるいは被害を訴える方にとっても今苦しんでいること、それもいじめなんだよということを上げていくというプロセスも必要でしょうし、そこはやっぱり保護者の方に適切に説明していくというのが必要なのかなというふうに思っているということです。

すみません、ちょっと意見なのか質問なのか分からないんですけども。

○委員長 ありがとうございます。

つまりいじめというようなものを保護者によって捉え方がまちまちにあるところがある、そういうようなところも踏まえて、このリーフレットも含めて教育委員会としても学校から理解啓発の発信をしなければいけないと思うんですけども、その辺のところ、事務局のほうはいかがでしょうかね。

では、統括、お願いします。

○統括指導主事 実はその点に関して事務局としても課題と感じております。学校からももちろん発信はしていただいているんですけども、保護者の方によっていじめの捉えがやはりまだまちまちであって、学校から軽微な段階で連絡をすると、い

やそれはいじめじゃないですよねと言われることがあります。教育委員会からも地域の方ですとか保護者の方に周知をしていかなければいけないということで、まだちょっと十分にできていないんですけれども、これからやっていかなければいけないところです。

○委員長 委員F、いかがですか。

○委員F ありがとうございます。

そこはやはりとても重要なところだと思っていまして、小さいものを拾い上げていくというところもそうですし、保護者の方が先ほど申し上げたとおり、言われたときにずっと理解をして、じゃあちょっと傷つけちゃったんだねというところから対応できるようにしていくことが必要かなと思います。突然いじめだと言われると、絶対反発する保護者は出てくるので、そのところを何とかいじめの定義が本当にものすごく広がったということを皆さん共有しつつ、今はこの段階なんですよと。だから、お子さんを責めているわけじゃなくて、一緒に考えていきましょうねというような、そういうところから教育現場でやっていただけるとさらにいいのかなと思います。とても難しいことだとは思っていますが、そこが今の法律上は大事なかなというふうに思っています。

○委員長 いわゆるベースの部分がそろっていないとなかなか積み上がってこないということですね。

委員A、いかがですか。学校のほうとしては保護者へのいじめについての理解啓発について、様々な保護者の方がいらっしゃる中でどのようにお考えですか。

○委員A 委員Fのおっしゃるとおりだとは思いますが、非常に難しい課題だなと思います。いじめのことに特化して時間をかけて丁寧に保護者にお話しする機会というのは、まずないですね。どこか年間のうちの保護者会で時間を取ったとしても、お話できるのは恐らく5分か10分程度だと思うので、学校だよりなどを通して丁寧に、また、小まめに発信していく必要があるんだろうなというふうに思います。

ただ、その発信する機会というのも学校だよりの巻頭言に校長が書くとかいろんな方法はあると思うんですけれども。

○委員D 入学のときとかはどうですか。入学式のときとか、1年生の。

○委員A 入学式のときにいじめの話をするのは、なかなかやっぱり雰囲気として難しいです。

○委員D 保護者だけ集まるときはございませんでしたか。

○委員A 入学説明会のときはありますね。でも、入学説明会のときはほかにも説

明しなきゃいけないことが山ほどあるので、どうしても優先順位が下がっちゃうんですよね。

○委員D なるほど。

○杉谷指導課長 結局今のお話ですと、校長先生の立場からやっぱりいじめというキーワードはどちらかというとマイナスイメージじゃないですか。マイナスなことを周知するのは、結構校長の立場からすると、あまりしたくないというか、どちらかというと前向きなことをどんどん言っていきたいんですよね。だけれども、今、委員Fが言ったようにその理解をいかに周知していくのかというところが多分実は未然防止につながっているというところだと思うんですよね。

私も去年まで校長だったので、いじめ防止月間だったりすると、いじめの話をします。いじめはこうなんだよと子どもたちについて言うんですけども、保護者に対していじめ防止月間で話すかという、その時間がないというか、ピンポイントでそこがないと。何となくそこが歯がゆいところかなという感じがしました。

○委員A ただ、「この取組はいじめ防止につながります。」とまでは言いませんけれども、「学校ではこういうことを大事にしているんです。だから、いじめが起きにくいんです。」までは、言いたいんですよね。こちらの大事にしていることというのを。

○杉谷指導課長 委員長がおっしゃっていたように相談しやすい環境をつくったりとか、学校風土をすばらしく良くしたりとか、心理的安全性のある空間にしたりとか、そういうところをすごく言っていくというのはあるかなという感じはしますよね。それが結果的にはそっちなんだと言っているんですけども。

○委員長 ただ、委員Fがおっしゃったように、その部分のところをやっぱり保護者の方々に意図的に啓発していくことが大切だと思います。いわゆる機会によってはふさわしくなさそうな部分がもちろんあるのは皆さん承知なんですけれども、やっぱり必要な時期を捉えて学校としてはそのことについて理解啓発を図っていますということをきちんと言える具体を持っていく必要がすごくあると思います。。

だから、委員Fがおっしゃったようにこのリーフレット、去年はインターネット等のことだったけれども、いわゆるペーパーベースとしてでもそれは学校、地域の人たち、これは保護者でしょうけれども、みんながそういうスタンスなんだなというようなことが理解できるベースを武蔵野市としてはここでちゃんとつくって発信していますよということが重要ですね。。ただ、受け手によってはまだ見ていないという人もいらっしゃるだろうし、いじめについてそういうように捉えるんだと改

めて認識する人もいるかもしれませんが、私たちの発信とすると、そういう部分もきちんとつくっておく。それがもしかするとこのリーフレットになるかもしれませんが、毎年多分リーフレットを出すと、その部分は外さずきちんと示していくことが大事なんじゃないかということを多分委員Fは私たちにメッセージを送ってくれているんじゃないかなというふうに私は捉えています。この件についてはまた事務局のほうでも考えていただければうれしいなというふうに思います。

それでは、委員会の取組について、ほかにどうでしょうか。皆さん方からご意見やご質問等ある部分はありますでしょうか。

私はこれのいじめ防止の基本方針のポスターが子どもたちとともに一緒に考えて目指す具体目標をつくっていくのはとてもいい取組だと思うんですね。この中できつと今委員Fがお話しいただいたような「いじめとは」というのを学級の中でも共有して、そして、そういうことにならないようにするためにというようなこのポスターの取組は、1つ効果的なものではないかなというふうに思っておりますが、これについて職務代理はどうでしょうか。何か感想などあったら少しご意見をいただければ。

○職務代理 子どもの権利条例作成の時もあったと思いますけれども、子どもが参加してこうしたいとか意見を言う、表明するというのは大事ですし、自分たちが話し合っってこういうことを決めたという過程はすごく大事なので、ここがとてもいいと思いました。言われるんじゃなくて。

○委員長 ありがとうございます。

もちろん、最初は、教師から投げかけがあるにしても、子どもたちとともにとか、子どもたちの言葉でとか、そういう自己認識がここに出てくるということですね。

委員Cはどうですか。このポスターを学校へ行ってみるようなこともありますか。

○委員C 子どもたちの言葉で書くというのはいいと思うんですけれども、結局いじめは絶対なくならないですよ。あつたらいけないんですけれども、小さいいじめから大きい本当に重大ないじめ。でも、いろんな子がいるわけだし、みんないい人じゃないですよ。世の中に出たらいろんな人がいるから。だから、それは結局、私はもうおばあちゃんですけれども、自分の子どもに何をしたか。子どもに生きる力をつけてほしいというのかな。いじめられることもあつたら、どうやって対処していくか。逆にいじめちゃうかもしれないというときに、とにかくいろんな人がいるんだよということを教えたいし、それに対して負けないで生きる力をとにかくつ

けてほしいというのは大人が教えるべきだと思うんですよ。世の中に出たらもっとぐちゃぐちゃいろんなことがあるわけだから、それを今から教えろとは言いませんけれども、やっぱり生きる力、強くなってほしいというのが私はあるので、このポスターでいろんな人がいるけれども、その中でみんなで助け合えるところは助けたいこうというふうになるポスターがあったらいいなというふうに思います。

あとは、本当に学校側は忙しそうです。時間がないということで朝の朝礼もみんな集まってやるのもないと。第一小学校は、去年までは民生委員を紹介させてもらったんですね。だけれども、それも時間がないから、今はみんな席に座って、テレビで。だから、それももう地域名と挨拶だけにしてください。よろしくお願いします。でも、それはすごくちょっと残念だった。去年までは、今は朝礼と言わない。朝会というんですか。朝会でやると、何となく分かるんですよ。私は誰々ですよと。みんな地域で会ったら、私も挨拶するのはどきどきするけれども、挨拶するから子どもたちもしてねという、あのおばさんだ、あのおじさんだというふうに分かってくれるから、やってくれたらいいけれども、先生に言ったら、すみません、本当に時間が足りないんですよと。

だから、先生方も大変だなというふうに、全然意見になっていないんですけれども、感想なんですけれども、とにかく私は子どもたちに生きる力をつけさせてほしいというのと、先生方はご苦労さまですという感じです。

○委員長 では、委員E、委員Bからも少しコメントを最後にいただけたらありがたいと思います。

では、委員Eから。

○委員E 私の立場だと、やっぱり子どもたちが主体的に参画するというのはとても大事なことだなと思うので、こういった1つのテーマについて子どもたちが考えて、やっぱり未然に防ぐのは大人もそうですけれども、子どもたち同士ということがすごく大事だと思うので、こういったポスターで啓発していくのはとても大事なことだなと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

委員B、いかがですか。

○委員B ありがとうございます。

先生方が日々こういう取組をしていただいて、とてもお忙しい中すごいなと思っていまして、私たち教育支援センターの相談員は各相談員が担当校を持っていて、週に1回、派遣相談員という形でスクールカウンセラーとして学校のほうに勤務し

ているんですけれども、その業務の中で学校の中を巡回したり授業観察をしたり休み時間の子どもたちの様子を見たりということも多いんですが、先生方がこういう取組でポスターを教室に貼っていただいたりとか、よくやっていらっしゃるのは、低学年のお子さんたちにはちくちく言葉とかふわふわ言葉があそこに載っていますが、クラスの中で話し合ったことをちょっと貼り出したりとかしていらっしゃるというのをよく見かけます。

どうしてもやはり休み時間とかに行くと、子どもたち同士でお互いじゃれ合ったり、それが延長線上でちょっとからかいとか言い合いになったりとかという場面に遭遇することもあるんですけれども、そのときにやっぱり声をかけるということもあるんですが、ちょっとああいうのが貼ってあるよね。みんなで考えたんじゃないとか、ちょっとふわふわ言葉を使おうねとかというふうに少し授業でやったことを子どもたちに振り返るような声かけということをやらせていただくこともあるんですが、少しやっぱり子どもたちもはっとすることもありますので、教室の中で先生方がやっていらっしゃる取組というのは、確実に子どもたちの中に入っているなということは思いますし、そういうところで私たちも声かけしやすい、いろんな子どもたちが考えるきっかけとなるものがあるというのはとてもすばらしいなと思いますので、今後ちょっと先生方、特に大人がこういう形でいろいろ取組をやっていくのは大事だなというふうに思います。

○委員長 ありがとうございます。

最後になりますけれども、私は今、委員Bから言葉の振り返りというようなお話があったと思うんですけれども、ポスターに出てくる言葉がいわゆる実現しているのか、そういう方向にみんなが動いているか、それを定期的に点検する部分が必要だと考えます。ですから、このふれあい月間が6月、11月、2月というふうに設定するならば、あのポスターのところに6月、11月、2月と設定して、その都度やっぱり振り返って、できたのかな、足りないのは何かなというようなことで、できたよシールを貼ってみたりとか、まだまだシールを貼ってみたりとかしながら、つくって、そして、それを日常化しながら振り返る、それが自己指導力の向上につながっていくと思うんですね。ぜひそんなような工夫も取り入れたポスターにしていたき、さらに改善していってもらえたらうれしいです。。

それでは、まだまだ協議し足りないところもありますけれども、時間になりましたので、これで事務局のほうに一旦お返ししたいと思います。委員の皆様、ありがとうございました。

○統括指導主事 委員長、委員の皆様、ありがとうございました。

次回は令和9年2月1日月曜日15時から、場所は、市役所の4階、教育委員会室となります。ご予約をよろしくお願いいたします。

また、これとは別に今後、重大事態が発生してしまった場合には、別途委員会開催のご連絡をさせていただくことになりますので、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

冒頭でもお伝えいたしましたが、本委員会の様子については後日、市のホームページで議事録を公開することになっております。

事務局からは以上です。

本日の令和8年度第1回武蔵野市いじめ問題対策委員会はこれで終了させていただきます。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

—了—